

桑名都市計画地区計画の変更（桑名市決定）

桑名都市計画播磨前農住地区地区計画を次のように決定する。

名	称	播磨前農住地区地区計画	
位	置	桑名市大字東方字播磨前他 地内 （桑名播磨前農住土地区画整理事業地内）	
面	積	約0.7ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、桑名市中心部から北西に約1.5Kmの既存住宅地域にて施行される播磨前農住区画整理事業内に位置し、国道1号線と国道258号線を結ぶ幹線道路である都市計画道路3・5・3桑名員弁線の沿線地区であるため、地区の土地利用計画は沿線および周辺住宅地へのサービス施設の立地を目指しており、用途地域に第1種住居地域を指定して、やや建築制限を緩和する地区である。しかし、北側後背は第1種低層住居専用地域であり良好な低層住宅地としての土地利用を目指していることから、当地区において高層な集合住宅等の立地は望ましくない。このため、地区計画を策定して、建築物の高さなどに関する制限を加え周囲の良好な戸建て住宅地としての街並み形成を保全することを目標としている。	
	土地利用の方針	利便施設の誘致を主体とし、背後の住宅地へ影響のないよう低層な施設を立地をはかる土地利用とする。	
	地区施設の整備方針	本地区内に地区施設は定めない。	
	建築物等の整備の方針	閑静な住宅地内における中規模利便施設の立地を主として、背後の住宅地環境に影響を及ぼさない低層な施設の誘導をするため、敷地面積の最低限度、建物の高さの最高限度について定める。	
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	—	
地区施設	配置及び規	道 路	定めない。
		公 園・緑 地	〃
		その他の公共空地	〃
		そ の 他	〃
区域整備計画	建築物に関する事項	建築物の用途制限	定めない。
		建築物の容積率の最高限度	〃
		建築物の建ぺい率の最高限度	〃
		建築物の敷地面積の最低限度	165㎡
		建築物の高さの最高限度	15m
		壁面位置の制限	定めない。
		建築物の形態又は意匠の制限	〃
		垣又はさくの構造の制限	〃
備 考		—	

「区域は計画図表示のとおり。」